

AI 自律発明の特許保護と発明者性に関する調査

成果の保護と AI 自体の発明者適格を分けた国内外の議論の整理

調査基準日 2026 年 10 月 22 日

GPT-6 Astra

国内審議の記述は、第 54 回・第 56 回特許制度小委員会資料等の確認範囲に基づく。

「製薬企業から AI 自律発明の特許保護を求める意見が示されている」という説明には、確認できる根拠がある。ただし、それを「製薬企業が AI 自体を発明者として認めるよう求めている」と読み替えることはできない。特許庁に示された意見の中心は、AI による成果についても研究開発投資を回収できる制度を維持したい、というものである。[1]

日本の議論全体をこの保護要望だけで代表させるのも不正確である。産業界にも保護に慎重な意見があり、学説では、発明の定義、発明者、権利帰属、先行技術、進歩性などが分けて論じられている。本書は、政府資料、判決、各国特許庁の資料、業界団体の提言、学術論文に基づき、現行法、関係者の要望、将来の制度案を区別して整理する。本文中の番号は文末の参考文献に対応する。

1 成果の保護と発明者の資格を分ける

論点	問われていること	それだけでは決まらないこと
AI が生み出した成果の特許保護	AI を用いて得られた化合物、材料、装置、製法等について、特許権を取得できるようにするか	発明者として誰を記載するか、誰に権利を与えるか
AI 自体の発明者適格	法律上の発明者に AI を含め、願書等に AI を記載できるようにするか	成果の新規性・進歩性等、権利の帰属先
権利の発生と帰属	特許を受ける権利を研究者、利用企業、AI 開発者等の誰に発生させるか	発明者という地位と財産権の保有者を一致させる必要があるか

人間の発明でも、研究者が発明者となり、企業が特許を受ける権利・特許権を持つことがある。発明者と権利者は、もともと同一概念ではない。日本の職務発明制度も、自然人が発明者であることを前提として、一定の場合に使用者への権利の原始帰属を認めている。[2]

したがって、制度設計としては、次の組合せも考えられる。

- ・ AI を発明者と認めず、一定の人間を発明者と扱って成果を保護する。
- ・ AI を発明者と認めず、発明者の存在を要件としない特則によって、人間・法人に権利を与える。
- ・ AI を発明者として表示できるようにし、権利は人間・法人に直接帰属させる。

最後の案でも、AI に財産権や一般的な法的人格を与えることまで必然的に伴うわけではない。英国政府の 2021 年の意見募集は、人間の発明者概念の拡張、AI の発明者表示、発明者表示義務の変更、別の保護制度を、異なる選択肢として提示していた。[3]

この区別を明瞭に示すのが、AIPPI〔国際知的財産保護協会〕の 2020 年決議 Q272 である。第 5 項は、自然人の寄与を特定できない場合も含め、AI を発明者・共同発明者として認めるべきではないとする。他方、第 6 項は、発明者と認めるに足りる自然人の寄与があるかどうかにかかわらず、自然人・法人を出願人とするを条件に、AI を利用して生まれた発明を、そのことだけで特許保護から排除すべきではないとする。[4]

すなわち、AI の発明者性には反対し、成果の保護には賛成する立場が実際に存在する。ただし、AIPPI 決議は国際団体の政策提言であり、日本その他の現行法そのものではない。

2 製薬企業の意見の出所と日本の産業界の議論

2026 年 6 月 16 日の日刊薬業は「『AI 自律発明も特許法で保護を』製薬企業が意見、特許庁が小委に報告」と報じた。記事の公開部分と、第 56 回特許制度小委員会の資料 1 を照合すると、17 頁に業種別ヒアリングの意見として、次の内容が示されている。[1][5]

業種	意見の要旨
製薬	AI 自律発明でも、特許による投資回収の仕組みを維持する必要がある。
自動車	AI に発明へのインセンティブを与える必要があるのか疑問。
電機	米国・中国の大手企業による大量の特許取得が、日本企業の事業に悪影響を与えるおそれがある。
電機の別の意見	現状では人間の関与が大きく、AI の自律的な発明は困難。

同資料 18 頁の「発明者」の論点では、製薬から、直ちに大きな法改正をするよりも、まずガイドライン等から段階的に対応する趣旨の意見が紹介されている。成果の保護を求める発言と、発明者制度についての発言は、資料上も分かれている。[1]

ここから確認できるのは、ヒアリングに応じた製薬企業から保護を求める意見があったという事実である。匿名の業種表示なので、発言企業を特定したり、製薬業界全体の統一見解としたりすることはできない。また、政府が保護の導入を決定した資料でもない。

日本製薬工業協会の正式な「製薬協 政策提言 2025」21 頁は、先端技術に対応する知財制度、産業分野の特性を踏まえた AI 関連発明の審査基準、国際的な調和を求めている。しかし、この記載は「AI 自体を発明者として認めよ」という要求ではない。AI 関連発明の審査制度に関する要望と、発明者のいない成果の保護要望を一括りにはできない。[6]

製薬企業の懸念は日本固有ではない。英国政府の 2022 年の意見募集結果にも、AI の寄与が拡大した将来の保護不足について、製薬分野から懸念が寄せられたことが記載されている。ただし、その際の政府判断は、当面の法改正を行わず、国際的な議論を進めるというものだった。[7]

3 AI 自律発明の意味と人間の創作的寄与

法的に重要なのは、コンピューターがどれほど長時間、自動運転したかではなく、**対象となる発明について、発明者と認められる自然人がいるか**である。

類型	具体例	主な問題
AI 技術自体の発明	学習方式、モデル構造、推論処理の改良	AI という技術の特許で保護できるか
AI を利用した人間の発明	研究者が AI を使い、新しい材料、医薬用途、製法を完成させる	どの人間に、どの創作的寄与があるか
法的な意味での自律的 AI 発明	技術的成果は得られたが、発明者と認めるに足りる寄与をした自然人がいない	現行法の保護の空白を認めるか、制度を変更するか

学術論文では、人間が一切関与しないという技術的な自律性と、人間の関与はあるが法律上の発明者と認めるには足りない状態とを区別している。後者を含めて問題を設定しなければ、AI 開発者や利用者が存在するというだけで議論が終わってしまう。[8]

例えば、研究者が研究課題を設定し、AI が候補化合物を生成し、別の研究者が薬効や構造上の意義を見いだした場合、発明者性はそれぞれの具体的寄与と、何を請求するかに即して検討する必要がある。「AI が作業の 90% をした」「最後に人が確認した」といった割合や工程の順番だけでは決まらない。

日本知的財産協会の 2023 年意見は、特定の課題に向けた AI の調整、入力、出力の評価・選択・補完等が創作的寄与となる可能性を示す一方、汎用 AI を開発・提供しただけの者まで当然に発明者になるわけではないと整理している。[9]

製薬協の 2026 年ライフサイエンス知財フォーラムでも、AI の自律性、創薬過程での人間の関与、成果の保護が討議されている。しかし、こうした議論や「AI 創薬」という事業上の呼称だけから、法律上の発明者が存在しない発明が既に一般化しているとはいえない。[10]

4 日本の現行法と DABUS 事件の射程

DABUS 事件は、AI「DABUS」を発明者として記載した出願に対する却下処分を争った事件である。東京地裁の 2024 年 5 月 16 日判決に続き、知財高裁は 2025 年 1 月 30 日、発明者を自然人とする現行法の構造を確認した。その後、2026 年 3 月の最高裁の決定により知財高裁判決が確定したと報告されている。最高裁が新たな詳細な実体判断を示した、と説明するのは適切ではない。[2][11]

知財高裁の判断は、おおむね次の構造である。[2]

- ・ 現行法は、自然人の発明を基礎として特許を受ける権利が発生する仕組みになっている。
- ・ 自然人が発明者となる場合以外に、権利が発生・帰属させる規定がない。
- ・ AI の利用・管理に関する財産的地位から、当然にその成果について特許を受ける権利が生まれるとはいえない。
- ・ 新しい保護制度の是非は、産業政策や国際協調も含む立法上の議論を要する。

状況	日本での基本的な整理
AI を利用したが、自然人の発明者がいる	通常の特許要件を満たせば保護を受け得る。
AI を発明者として記載する	認められない。
発明者となる自然人が本当に存在しない	現行法上、特許を受ける権利の発生・帰属の根拠を欠く。
成果が客観的に優れた技術である	それだけでは発明者・権利帰属の問題を解消しない。

ただし、「自然人の発明者がいないため特許を受けられない」という結論と、「その成果は特許法 2 条 1 項の発明ですらない」という命題は別である。この点では学説が分かれている。[8][12]

考え方	特許法 2 条 1 項の発明	保護できない理由
自然人創作限定説	自然人による創作に限る。	そもそも保護対象となる発明ではない。
非限定説	客観的な技術的成果であれば、自然人の創作に限定されない。	発明に該当しても、特許を受ける権利を取得する者がいない。

前田健教授は 2026 年の論文で非限定説を支持し、DABUS 知財高裁判決も、発明の定義自体を自然人の創作に限定する問題を決着させたものではないと論じる。現行法上の保護の結論が同じでも、その理由付けは一致していない。[12]

また、DABUS 事件は、AI が実際に人間の創作的関与なしで発明したことを科学的に認定するための訴訟ではない。判決を、AI の自律発明能力が司法によって証明された事例と扱うことも避ける必要がある。[2]

5 諸外国の判断と人間の発明者認定

主要な審査国・地域では、AI の発明者性を否定する方向が広く共通している。ただし、人間の寄与をどう評価して成果の保護につなげるかには違いがある。

国または地域	AI 自体の発明者性	成果の保護との関係と確認点
米国	自然人に限定	2025 年 11 月の改訂指針は、AI 利用の有無で発明者認定基準を変えず、人間による着想〔conception〕を判断する。[13]
欧州特許庁	AI は発明者になれない	J 8/20 に加え、2026 年の T 528/25 も、AI 利用による成果が一律に特許対象から排除されるわけではないと説明する。[14][15]
英国	2023 年最高裁判決で否定	DABUS の所有を理由に、成果について特許を受ける権利を取得するとの主張も否定。AI 支援発明一般を排除した判決ではない。[16]
ドイツ	自然人に限定	2024 年 6 月 11 日の連邦通常裁判所決定〔X ZB 5/22〕は、人間を発明者として指定し、AI 利用を補足する記載を許容した。[15]
スイス	自然人に限定	2025 年の連邦行政裁判所判断は、AI 処理への実質的寄与や成果の認識を踏まえ、人間を発明者として審査を再開することを認めた。特許付与そのものの判断ではない。[17]
中国	自然人に限定	2026 年 1 月施行の審査指南改正で明記。AI を発明者とすることや架空の発明者の記載は認めない。[18]
韓国	自然人を前提とする	DABUS の発明者表示を認めない。AI の発明者適格についての判断であり、AI 利用による成果全般の排除とは異なる。[19]
オーストラリア	自然人に限定	AI を認めた 2021 年の第一審判断は 2022 年に覆された。第一審だけを紹介すると現在の扱いを誤る。[20]
南アフリカ	2021 年に DABUS を発明者とする登録例あり	当時の実体審査を伴わない登録制度での事例。特許性や AI の法的地位を全面的に審査した判決と同列には扱えない。[21]

米国については、2024 年 2 月の AI 支援発明に関する発明者ガイダンスが、2025 年 11 月に全面撤回され、置き換えられている点に注意が必要である。旧指針の「重要な寄与」や例示を、そのまま最新の特別基準として説明するのは不正確である。[13]

改訂指針は、AI を人間との共同発明者のように扱って寄与を比較する方法を退け、通常の人間の発明者認定に戻している。Pannu 判決の共同発明者基準は、複数の自然人の間で適用するものであり、人間と AI の間に適用するものではないという整理である。ただし、AI の出力を見た人が自動的に発明者になるとしたわけではない。[13]

国際的な対立を「AI を認める国／認めない国」という一軸で捉えるだけでは足りない。実務上は、どの人間の、どの行為を、発明への寄与として認めるかが大きな分岐点になる。

6 保護の必要性をめぐる政策上の対立

保護の必要性は、発明者の資格論とは別に政策として評価する必要がある。英国政府の意見募集や日本の学説で取り上げられる論点を対応させると、次のようになる。[3][8]

争点	保護を支持する理由	慎重な立場からの問題提起
研究開発投資	AI 開発、データ整備、検証、事業化への投資回収が必要。	成果生成の費用が大幅に下がる場合、従来と同じ排他権が必要か。
医薬品開発	候補の発見後も、有効性・安全性の検証や実用化に費用がかかる。	候補を大量生成した段階で広い権利を与えると、後続開発を妨げないか。
技術公開	保護がなければ秘密管理が増え、技術の共有が進まない可能性。	大量の低価値な開示や権利化が増えるだけにならないか。
競争	AI を利用した研究への投資や参入を促せる。	計算資源・データを持つ企業に特許が集中しないか。
認定の誠実性	保護の空白をなくせば、人間の寄与を過大に説明する誘因が減る。	誰に権利を与えるか、AI 利用をどこまで開示させるかが難しい。
国際整合性	国境を越えて予見可能な保護を確保できる。	一国だけの変更では、外国出願や優先権の問題が残る。

単に「新しい技術だから保護する」「AI には報酬が不要だから保護しない」という一つの理由では処理できない。製薬企業の意見を評価する際には、**発明の着想を生むためのインセンティブ**と、**成果を検証・実用化するためのインセンティブ**を分けることが重要になる。

「AI 自身に経済的動機は必要ない」という指摘だけで、人間や企業による研究開発・実用化投資への動機付けが不要になるとはいえない。WIPO の経済研究ワーキングペーパーも、アイデア生成が安価になっても、後続の開発・商業化に費用が残る場合を検討している。これは執筆者の経済分析であり、WIPO として特定の法改正を採択した文書ではない。[22]

本書の評価としては、投資回収の必要性があることから、直ちに通常の特許と同じ範囲・期間の保護が最適ともいえない。どの段階の投資が不足するのか、既存の人間の発明として保護できない事例がどれほどあるのか、他の保護・支援手段で対応できるかを示す必要がある。製薬企業の要望は重要な政策上の証拠の一つだが、それだけで制度変更の必要性が証明されたことにはならない。

7 発明者の資格以外に検討すべき問題

AI 生成情報の先行技術としての扱い。 ある成果について誰も特許を取得できないことと、その成果の公開が他人の出願の新規性・進歩性を否定することは両立し得る。「AI 自律発明は特許で保護されないから、AI の公開情報は先行技術にもならない」という推論はできない。[12]

ただし、AI が化合物名や構造式を大量に列挙しただけで、すべての後願を阻止できるとするのも行き過ぎである。公開情報からどの具体的技術内容を認定できるか、実施可能な開示があるかが問題になる。新規性を否定する資料に求める開示と、進歩性判断で示唆・動機付けとして使う情報の扱いを完全に同一視できるかにも議論がある。[12]

AI の普及による進歩性基準への影響。 当業者が通常利用する道具に AI が加われば、従来は困難だった探索・予測・組合せが容易になる可能性がある。しかし、「AI なら何でも見つけられる」という抽象的な能力論で進歩性を否定することはできない。出願時の技術水準、当該分野での利用可能性、具体的な解決手段への到達可能性を検討する必要がある。発明者の資格と、当業者にとって容易だったかという評価は別の問題である。[8]

記載要件と技術的裏付け。 AI が有効だと予測したことだけで、請求範囲全体の実施可能性やサポートが当然に認められるわけではない。反対に、AI を使ったことだけで追加の実験義務が一律に生じるとするのも適切ではない。技術分野、請求する内容、明細書の開示、技術常識に即して判断する問題である。製薬協が産業分野ごとの審査の特性と国際調和を重視するのは、こうした実務上の問題にも関わる。[6][8]

僭称発明者と無効の問題。 自然人の発明者がいないのに人の氏名を記載することは、権利の根拠を作る正当な方法にはならない。学説では、この問題に加え、冒認を理由とする無効審判の請求人が原則として真の権利者に限られる制度と、そもそも真の権利者が存在しない場面との不整合が論じられている。無効理由、無効審判の請求人適格、侵害訴訟での無効の抗弁を区別する必要がある。[8][12]

契約による権利帰属の限界。 AI 提供者と利用企業が「出力に関する権利は利用企業に帰属する」と合意しても、それだけで法律上存在しない特許を受ける権利を新たに発生させることはできない。契約は、法が認める権利の移転や利用条件の整理には役立つが、発明者資格や特許要件を置き換えるものではない。DABUS 事件の権利発生に関する判断は、この点にも関係する。[2]

8 将来の制度案と政策判断に必要な検証

将来の制度案を比較する場合も、「保護するなら AI を発明者にするしかない」という前提を置くべきではない。英国の検討案や AIPPI 決議を踏まえると、次の選択肢を区別できる。いずれも制度案の比較であり、日本で採用済みという意味ではない。[3][4]

制度の選択肢	成果の保護と AI の扱い	主な検討課題
--------	---------------	--------

制度の選択肢	成果の保護と AI の扱い	主な検討課題
人間の寄与を適切に認定する	人間の発明者がいる範囲で保護。AI は発明者とししない。	実際の寄与を過不足なく評価できるか。
一定の人を発明者とみなす	保護範囲を広げ得る。AI は発明者とししない。	誰を選ぶか、実際の創作者とのずれをどう説明するか。
発明者不在の場合の権利帰属を直接規定する	成果を保護可能にする。AI の発明者性は必須ではない。	利用者、開発者、投資者等のどこに権利を与えるか。
AI を発明者として表示し、人間等に権利を帰属させる	成果を保護可能にし、AI の発明者表示を認める。	帰属規定、手続、外国出願との整合性。
通常特許とは別の制度を設ける	限定的な保護も可能。AI の発明者性は必須ではない。	保護期間・範囲、通常特許との競合。
純粋な自律成果には新たな排他権を設けない	通常特許による保護を拡張せず、AI も発明者とししない。	投資・公開への影響を他の制度で補えるか。

英国政府は複数の方向を検討したうえで、2022 年時点では法改正を見送った。検討資料に選択肢として掲載されていることと、必要性が実証され採用されたことは区別しなければならない。[7]

日本では、発明者となる自然人がいない AI 生成成果についても投資回収のための保護を求める製薬企業の意見がある一方、保護の必要性には産業間・学説間で異論があり、AI 自体の発明者適格とは分けて検討されている、と位置付けるのが正確である。

今後の政策判断では、①現行の人間の発明者認定では保護できない事例の実態、②保護がないことで生じる投資・公開の不足、③保護による競争・後続研究への負担、④権利の帰属先と国際的整合性を確かめる必要がある。発明者の資格の議論だけでも、企業の投資回収という経済的理由だけでも、制度の結論は出ない。

国内審議の位置付けについては、2025 年 6 月 4 日の第 54 回資料も参照した。[23] 本書の法制度・政策に関する記述は、各参考文献に示した判断・公表時点に対応する。

参考文献

本文中の番号と以下の番号は対応する。URL の最終確認日は 2026 年 10 月 22 日。一次資料、団体の提言、学術論文、報道等の性格は各項に記載した。

[1] 特許庁 第 56 回特許制度小委員会 資料 1 特許制度に関する検討課題について

2026 年 6 月 16 日。特に 15～22 頁。匿名の業種別ヒアリングの紹介は 17～19 頁。政府公表資料の転載本文を照合。

公式掲載ページ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/56-shiryoku.html

資料転載本文 <https://pppt.jp/councils/jpo-tokkyo-seido/meetings/56>

[2] 知的財産高等裁判所 令和 6 年 行コ 第 10006 号 行政処分取消請求控訴事件 判決

2025 年 1 月 30 日。DABUS 事件。特に発明者、特許を受ける権利、発明の定義および立法論に関する判示。

判決全文 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93757.pdf>

[3] UK Intellectual Property Office Artificial Intelligence and Intellectual Property: copyright and patents

2021 年の意見募集資料。Patents、Inventorship、Policy options。制度案であり、採用済みの法制度を示すものではない。

本文 <https://www.gov.uk/government/consultations/artificial-intelligence-and-ip-copyright-and-patents/artificial-intelligence-and-intellectual-property-copyright-and-patents>

[4] AIPPI Resolution Q272 Inventorship of inventions made using Artificial Intelligence

2020 年 10 月 14 日採択。特に決議第 5 項・第 6 項。国際団体の政策提言。AIPPI デンマーク部会掲載の決議本文。

決議全文 https://usercontent.one/wp/www.aippi.dk/wp-content/uploads/2020/10/Adopted-SQ-Resolution-Q272-Patents-Inventorship-of-inventions-made-using-AI_final.pdf

[5] じほう 日刊薬業 「AI 自律発明も特許法で保護を」製薬企業が意見 特許庁が小委に報告

2026 年 6 月 16 日。見出しと公開冒頭部分を参照。有料本文全体を根拠とはしていない。

記事 <https://nk.jiho.jp/article/303030>

[6] 日本製薬工業協会 製薬協 政策提言 2025

2025 年 2 月。21 頁「継続したイノベーション創出を支える『知的財産関連施策』の推進」。

提言全文 https://www.jpma.or.jp/news_room/release/2025/eo4se30000005mgq-att/2025.pdf

[7] UK Intellectual Property Office Artificial Intelligence and Intellectual Property: copyright and patents Government response to consultation

2022 年。特に 63～80 項。製薬分野の意見、法改正の見送り、国際調和と AI 支援発明の保護。

政府回答 <https://www.gov.uk/government/consultations/artificial-intelligence-and-ip-copyright-and-patents/outcome/artificial-intelligence-and-intellectual-property-copyright-and-patents-government-response-to-consultation>

[8] 中山一郎 AI と特許法をめぐる 9 つの論点

知的財産法政策学研究 第 72 号、2026 年 6 月、1～29 頁。現行法、立法論、僭称問題、発明概念、引例、発明者認定、進歩性等。

論文全文 <https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/99966/72-01-Nakayama.pdf>

[9] 一般社団法人日本知的財産協会 AI 時代の知的財産権検討会に対する意見書

2023 年 11 月 5 日。特に AI を利用した発明と発明者の認定に関する部分。掲載ファイル 231105_JIPA_cabinet_ai.pdf。

意見書 https://www.jipa.or.jp/site/content/files/2026/02/231105_JIPA_cabinet_ai.pdf

[10] 日本製薬工業協会 2026 ライフサイエンス知財フォーラムを開催 デジタル化の進展と新しい AI 利活用の日常化がもたらす製薬産業の未来

2026 年 2 月 3 日開催の講演・パネルディスカッションの報告。登壇者の議論を紹介する資料であり、すべてを団体の統一政策と扱うものではない。

開催報告 <https://www.jpma.or.jp/information/intellectual/forum/report/2026.html>

[11] 一般財団法人ソフトウェア情報センター SOFTIC 最高裁が AI 発明に関する発明者性をめぐる事件の上告を棄却 Japan Supreme Court Dismisses Appeal in AI Inventorship Case

2026 年 3 月 23 日掲載。2026 年 3 月 4 日の最高裁決定と知財高裁判決の確定に関する報告。判決確定の確認に用いた二次資料。

報告 <https://www.softic.or.jp/index.php/publication/WLN/260323-1630>

[12] 前田健 AI と特許法 AI による発明に係る諸論点

知的財産法政策学研究 第 72 号、2026 年 6 月、31～49 頁。発明該当性、権利帰属、僭称発明者、引用発明適格性等。

論文全文 <https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/99967/72-02-Maeda.pdf>

[13] United States Patent and Trademark Office Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions

Federal Register, Vol. 90, No. 227, 2025 年 11 月 28 日、54636～54637 頁。2024 年指針の全面撤回、通常の conception 基準、共同発明者認定等。

Federal Register 本文 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-11-28/pdf/2025-21457.pdf>

[14] European Patent Office Legal Board of Appeal J 8/20 Designation of inventor DABUS

2021 年 12 月 21 日決定。AI を発明者として指定することの可否、特許を受ける権利の由来等。

決定 <https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1>

[15] European Patent Office Board of Appeal T 0528/25

2026 年 2 月 5 日決定。特に理由 1.3～1.8。ドイツ連邦通常裁判所 2024 年 6 月 11 日決定 X ZB 5/22 およびスイスの判断への言及も参照。ドイツの判断は本決定における引用・説明を通じて確認。

決定全文 <https://www.epo.org/boards-of-appeal/decisions/pdf/t250528eu1.pdf>

[16] Supreme Court of the United Kingdom Thaler v Comptroller-General of Patents Designs and Trade Marks 2023 UKSC 49

2023 年 12 月 20 日判決。公式 Press Summary。発明者の自然人限定と DABUS の所有に基づく権利取得の主張。

公式判決要旨 https://supremecourt.uk/uploads/uksc_2021_0201_press_summary_b736b90ccf.pdf

[17] Swiss Federal Administrative Court Artificial Intelligence is not an inventor

2025 年 7 月 4 日公表。2025 年 6 月 26 日判決 B-2532/2024 に関する公式発表。人間を発明者とする審査再開について。

裁判所発表 <https://www.bvger.ch/en/newsroom/media-releases/artificial-intelligence-is-not-an-inventor-2044>

[18] 中国国家知識産権局 CNIPA 国家知识产权局关于修改〈专利审查指南〉的决定 第 84 号局令

2025 年 11 月公表、2026 年 1 月 1 日施行。発明者は自然人であること、身元情報の真正性等の改正部分。

改正本文 https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_74_202560.html

[19] 韓国特許当局 DABUS 関連出願と AI の発明者適格に関する公式説明

英語ウェブサイトの AI・発明者に関する説明。自然人を前提とする特許制度と DABUS 出願の扱い。

公式説明 https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=92010&catmenu=ek03_08_03

[20] IP Australia Patent Manual of Practice and Procedure 5.4.3 Inventions produced by Artificial Intelligence

2025 年 1 月 8 日更新。2021 年第一審、2022 年控訴審、同年の上訴許可不付与および自然人要件。

審査実務マニュアル <https://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/5.4.3-inventions-produced-by-artificial-intelligence>

[21] World Intellectual Property Organization Artificial Intelligence AI and Inventorship SCP/35/7

2023 年 9 月 13 日。特許法常設委員会第 35 回会合資料。南アフリカの 2021 年 DABUS 登録と実体審査の扱いは附属書 142 項付近。

資料全文 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_35/scp_35_7.pdf

[22] Alexander Cuntz Carsten Fink Hansueli Stamm Artificial Intelligence and Intellectual Property An Economic Perspective

WIPO Economic Research Working Paper No. 77/2024、2024 年。特許の経済的機能、創作と事業化への投資等。見解は執筆者のもので、WIPO およびスイス知財庁の公式見解ではない。

論文全文 <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-econstat-wp-77-en-artificial-intelligence-and-intellectual-property-an-economic-perspective.pdf>

[23] 特許庁 第 54 回特許制度小委員会 資料 1 特許制度に関する検討課題について

2025 年 6 月 4 日。AI 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応に関する部分。政府公表資料の転載本文を参照。

公式掲載ページ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/54-shiryu.html

資料転載本文 <https://ppt.jp/councils/jpo-tokkyo-seido/meetings/54>